



# 島根県報

平成19年 8月16日 (木)  
第 1,905 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

解除予定保安林 ( 3 件 )	( 森 林 整 備 課 )	1
保安林の指定施業要件の変更 ( 2 件 )	( " )	2
漁業災害補償法の規定に基づく同意	( 水 産 課 )	3

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	( 環 境 生 活 総 務 課 )	3
----------------------------	-------------------	---

## 告 示

### 島根県告示第672号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡美郷町都賀西821 - 12、1170 - 7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第673号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿足郡津和野町左鍮字高クエ2040 - 25、字石富2051 - 17、2051 - 18
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第674号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿足郡津和野町左鑑字ウハコセ1918 - 7
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第675号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成5年6月1日農林水産省告示第613号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第676号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成13年3月30日島根県告示第254号（一及び三に係るものに限る。）
- (2) 変更に係る指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町菅原1583、1585、1586 - 1、1587から1590まで、広瀬町下山佐4449から4452まで、4453 - 1、4453 - 2、4454から4457まで、4459
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町上赤名1888から1890まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに安来市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第677号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認められたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年 8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 加入区の名 称

浜田市加入区

## (2) 加入区 の 区 域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の12に掲げる漁業の区分

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成19年 8月 2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松江ツーリズム研究会

3 代表者の氏名

山本素久

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市西川津町3081番地15

5 定款に記載された目的

本会は、観光客のニーズに適合したきめ細やかな活動を展開し、合併によってより大きくなった観光立市・松江の発展に取り組みます。そのために、関連する組織と連携・協働しながら、新松江市の観光イメージを高めるとともに、周辺市町村との連携を深め、地域の活性化に寄与します。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）